通信 いわて地域総研

川舟カルデラ（西和賀町）

目　　次

●表紙写真　1P

●連続講座「岩手の再生」第4回講座　2P～4P
「岩手の勤労所得、どうすれば改善できるか？」
コーディネーター　岩手大学人文社会科学部教授　杭田俊之さん
シンポジスト　岩手地域総合研究所理事長・岩手大学名誉教授　井上博夫さん
日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長　佐々木正人さん
岩手県商工団体連合会婦人部長　颯田洋子さん

●「県立紫波地域診療センターを廃止する県条例の一部改正」を考える（2）　5P～8P
岩手県社会保障推進協議会事務局長　鈴木露通さん

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号　Mホール
Tel･Fax:019-624-6715
メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

岩手地域総合研究所　２０２４年度連続講座「岩手の再生」「不安の根源を探る」

公務員賃金・地域手当とその波及効果から考える

岩手地域総合研究所理事長・岩手大学名誉教授
井上博夫さん

岩手はその下げっきりなんだけれども、東京都は18％つけたという話です。これでいわば地域間の格差が固定化されたというようになったと思われます。

公務員給与の地域賃金水準への波及

（介護報酬）

介護報酬というのも一級地からその他というところまであります。そうすると一級地が20％で、その他は0％です。岩手県は当然その他です。だから介護報酬は20％安いということになります。

（地域最低賃金にも影響）

地域別の最低賃金についても影響を与えるというふうに思われます。２００６年から最低賃金の推移を見ていますけれども、もともと格差はあったけれど、その格差が広がってきたのは２００６年から先ですから、最低賃金にも影響を与えたのではないかということです。

岩手の勤労所得改善のために

行革があり、人事院勧告が出され、地域手当がつけられるということで、公務員の賃金の地域間格差というのが生まれてきました。それは国家公務員、地方公務員それから準公定賃金、最低賃金で、官制の、いわば作られた地

なぜ岩手の公務員賃金は下がったか？

（小泉・竹中構造改革）

公務員賃金がなんでそんなに下がってきたかというと、一番大きいのは「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００５」が出されました、あの小泉構造改革。それから竹中構造改革の、毎年経済運営と構造改革に関する基本方針というのが出されていて、ここで総人件費を削減するという風にされました。

（２００５年人事院勧告・地域手当）

具体的に岩手と特に関係のある賃金決定については、公務員給与は民間準拠というけれども、地方に行くと公務員賃金は民間より高いではないか、だから、地方の賃金というのは公務員であっても地場企業に合わせるべきだという風な批判があったというのです。

それを受けて公務員賃金を一律４．８％見直しで下げます、という風にしたわけです。

第４回「岩手の勤労所得、どうすれば改善できるか？」

２０２５年３月２日（日）、トウサイクラシックホールいわて（岩手県民会館）で行われたシンポジウムの概略を報告します。

シンポジウムの趣旨

岩手大学人文社会科学部教授
杭田俊之さん

岩手県の所得水準が低水準であるということは、県民含めて共通の認識かと思います。

岩手の問題であるとともに、日本全体の問題でもあるということで、この賃金の問題を考えていこうと思っています。

域経済格差というのができてきたんではないかということが私の主張です。

ですから、何をする必要があるかというと、一つは比較対象となっている民間賃金がまずは上がる必要がある。民間準拠ですから。とりわけ中小企業の賃上げということが地域の賃金水準を決定する上で極めて重要だろうということです。そのため賃上げできる環境をどうやったら作れるのかということを真剣に、地域で考えるということではないかなと思います。

当然人事院に対する賃上げ要請があります。それから地域手当の制度、これも本当に憲法上14条に反しないのかということを取り組んでいくべきではないかと思っています。

また、公務員賃金引き下げが他の分野に波及していくという流れを断つ必要があります。

最後は、一番基盤になっている最低賃金を全国一律にしましょう、ということです。

岩手県の民間賃金はどのように決定されているか

日本労働組合総連合会岩手県連合会
副事務局長　佐々木正人さん

はじめに

私からは民間賃金はどのように決定されているか、特に時間給で働く方の部分も含めてお話をさせていただきます。

同一労働同一賃金

正規の社員とフルで働く非正規の社員の方とパートナー社員さん、同一労働同一賃金の方向へ動いています。ここ最近では時間給で働く方にもしっかりと手当てをしようよという動きが続いております。

岩手県の女性短時間労働者の賃金状況

どういうふうに賃金を上げるかということになるわけでありますけれども、民間でいくと多少違うと思いますが、だいたい11％とか10％前後が人件費率だというのがあります。特に最低賃金の決定が一番重要なポイントになっていきます。

（組合の役割）

厚労省が発表したところですと、全国平均で組合があるないでどのくらい違うのかということが公表されました。労働組合があるところは、労働組合がないところに比べると平均でだいたい3，000円くらいは高いというような結果が出ております。組合がある方が本当はいいんだということでした。

時間給賃金の改善のために

賃金を良くしていくためには、何が必要なのか。私から言えるのはやっぱり最低賃金、パートさんを守るためには最低賃金です。パートさんを守るということは、正規の社員の人も守っていくことにもなります。

働き方がどんどん変わってきていますし、対等の働き方になっているということも含めれば、そういった環境を変えていかなければならない時代にも入ってきているんだと。ジェンダーギャップをなくして、同等に皆さん働いてもらいましょうよということをしていかなければならない。

岩手県でも何10円、50円、60円上げたところには補助金を出しています。

岩手でも頑張っています。しかしながら、根本的には補助金で企業を成り立たせていくのではなく、しっかりと企業が自立して、給与をしっかり払えるような企業にしていかないと難しい。そこにはやっぱり人が、人材が必要だという循環があるんではないかなと思っております。そうすることによって、岩手県の経済が好循環を生む機会になるのではないかなと思っているところです。

岩手の勤労所得、どうすれば改善できるか

岩手県商工団体連合会
婦人部長　颯田洋子さん

はじめに

今日は事業主の立場からお話をさせていただきます。

時給1，500円という話が出ますと、事業主の人たちからは「もらう方はいいだろうけど出す方は大変だ」という話が必ず出るのです。私たち商売をする者を取り巻く現状はどうなのかということを感じるところをお話したいと思います。

事業主の経営状況

（中小企業の倒産）

盛岡財務事務所の統計によりますと、昨年一年間の岩手県内の企業倒産件数は76件。東日本大震災以降最多だったそうです。

建築一式で一棟建てをするような会社が令和4年と5年とでは、概ね30％の売り上げの減少。ひどいところは5％の減少です。昨年15棟を立てていたものが7棟しか建てられないというのがこの間の流れです。それに付随する大工さんや屋根屋さん、設備屋さん、水道屋さん、みんなに影響が広く行き渡ります。

そこで働く労働者の賃金は賃上げどころではなくて、ボーナス支給なども希望額には程遠いだろうということが想像できます。

（インボイス制度）

2023年、一昨年の10月からインボイスが開始されました。一千万円以下の非課税業者さんだった中小零細企業が年間数十万の新たな税金の納付を迫られています。取引先が法人の場合には、どうしても課税業者になってほしいというような要望もあって泣く泣く百数十万ぐらいの売り上げの不動産収入であってもインボイスを登録して税金を納めるということが出ています。

（消費税の弊害）

法人税や所得税は利益が出なければ税金は発生しないけれども、消費税は赤字でも支払わなければならない税金です。私たちとすれば、海外に会社を持つ大企業は輸出還付金といって消費税が上がれば上がるほど消費税が戻ってくるので、ただの一円も消費税を納めることはないということに本当に驚く次第です。

現状で労働者の賃上げはできるか

当社のような従業員5人規模の小さな会社でも、年間の社会保険料の法定福利厚生費の負担は4百万弱になります。そうすると、例えば、中小企業の支援として、その半分2百万円を国が直接支援をするというような方針が出される場合、2百万円を5人で割ると一人当たり年間40万円。そうすると、月額にならすと33，000円の給与の引き上げが可能になります。時給1500円は実現可能だというふうに私は思います。

国は中小企業への政策を転換、改善せよ

日本の全企業数の99．7％が中小企業だと言われていて、その中小業者で働く労働者は、日本の全従業者の70％になっています。

そういうところが賃上げをどうすればできるのかと言ったら、やっぱり直接支援、国保税を下げるとか、均等割を下げるとか、そういうことしかないと思うのです。だから、本当に勤労所得を上げて生活を豊かにするためには、貧しいほど負担の大きい消費税の減税と税金の集め方、使い方の歪みを正して貧困な社会保障や高すぎる教育費負担を軽減するなど、政策の転換はもとより、中小企業予算の引き上げ、とりわけ社会保険税の国の直接支援を実現するのが本当に最直近の施策ではないかなと思います。

（文責事務局）

「県立紫波地域診療センターを廃止する県条例の一部改正」を考える（2）

岩手県社会保障推進協議会事務局長
鈴木　露通さん

「県立病院の設置条例の一部改正」は、県立病院事業の設置等に関する条例【題名改正１９６６年条例４７号】の「第２条（経営の基本）２　県立病院等（県立病院及び病院付属診療所をいう。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。」（全部改正〔昭和41年条例47号〕）、一部改正〔昭和43年条例43号・61年52号〕ここが一部改正とされます。

指定される別表（第2条関係）に、令和６年改正で、岩手県立中央病院の枠内の付属診療所４つの一つである紫波地域診療センターが（２０２６年３月末廃止）付記をされることになります。表記の条例の「附則」２には、病院診療所の施設の管理に関する条例（昭和23年岩手県条例第28号の２）は、この条例施行の日限り廃止とする。と規定されています。

３．「廃止」へと進む県・県医療局の動き

県保健福祉部と県医療局は、各県立病院運営協議会（開催数９回）と各地域医療構想調整会議（開催数９回）を合わせ18回開催しました。

会議開催状況：２０２４年８月６日に提案された新経営計画（素案）に記載された今後のスケジュールには、８月13日以降、各圏域の地域医療構想調整会議（保健所主催）での説明、県立病院運営協議会（医療局主催）での説明が記載されています。「岩手中部県立病院運営協議会」（８／26①）、「令和６年度第１回両磐保険医療圏の地域医療を守る懇談会（地域医療構想調整会議）」（８／26②）、「釜石地域県立病院運営協議会」（８／27③）、「令和６年度第１回盛岡圏域医療連携推進（地域医療構想調整）会議」（８／28④）、「胆江地域県立病院運営協議会」（９／２⑤）、「令和６年度第１回釜石・大槌地域保健医療推進会議（釜石構想地域医療構想調整会議）」（９／10⑥）「宮古地域県立病院運営協議会」（９／11⑦）、「盛岡圏域県立病院運営協議会」（９／20⑧）、「二戸圏地域医療連携会議及び二戸構想地域医療構想調整会議」（９／26⑨）、「久慈構想区域地域医療構想調整会議」（９／30⑩）、「宮古構想区域地域医療構想調整会議」（10／22⑪）、「久慈圏域県立病院運営協議会」（10／28⑫）、「両磐圏域県立病院運営協議会」（10／29⑬）、第１回岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議（10／31⑭）、「気仙圏域県立病院運営協議会」（11／５⑮）、「二戸圏域県立病院協議会」（11／11⑯）、「第１回気仙圏地域医療介護連携会議」（11／14⑰）、「第１回胆江圏地域医療連携会議」（12／５⑱）

※（開催日　No.）

局としましては、いただいた意見すべてを吟味し所定の手続きを経て、紫波地域診療センターの廃止を含む計画を最終案として決定し、今般報告を行った」と答えています。

12月９日の記者会見で、達増知事は「紫波の診療センターについては、民間の診療所が充実しているということもあって、そこに注がれている県立病院としての、医療局としての人手とか予算ということを別のところに回すという判断だったということですけども、・・・・・・・・そこで高度な手術とか受けられるようにしたい意味では、地域医療体制の発展、充実をはかる方向での今回の新しい計画ということと考えておりますので、そういう意味で単なるコストカットのために県立病院体制をどんどんカットしていくということは好ましくなく、あくまでも全体としての発展、充実という方向で調整されていくことが重要と考えます。」と答えています。

４．県保健福祉部と県医療局の体制等

（１）県保健福祉部の運営について

県保健福祉部は、岩手県保健医療計画（２０２４～２０２９）は知事が諮問（２０２３年７月12日）し、岩手県医療審議会（３回）、岩手県医療審議会医療計画部会（４回）での審議を通じて策定されてきました（「２０１３～２０

１７」（５か年計画）：「２０１８～２０２３」（６か年計画）。２０２４年３月に開催された第３回岩手県医療審議会は、「次期岩手県保健医療計画（２０２４－２０２９）の基本的方向について」を答申、４月に医療法に基づき公示されました。

① **岩手県審議会**は、医療法施行令（１９４８年）に基づき設置され、その中にある**医療計画部会**は、医療法施行令に基づき、岩手県医療審議会部会設置運営要領（１９８６年施行）で設置されています。

② **地域医療構想調整会議について**

地域医療構想調整会議（医療法第30条の14に、構想区域その他の当該都道府県の知事が認める区域（「構想区域等」＝２次医療圏）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との**協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成をするために必要な事項について協議を行ものとします。**厚労省通知（２０１８年２月７日　厚生労働省医政局地域医療計画課長）の進め方について基づきながら進めます。岩手では、地域にある各構想区域地域医療構想調整会議（設置要綱および運営要領は２０１６年７月施行）は、県と９区域が「協議の場」として設置されています。

③ **令和６年第１回盛岡圏域医療連携推進（地域医療構想調整）会議**

８月28日に、県庁12階特別会議室で午後６時半から８時まで開催されました。構成は、医療機関18名（岩手医大付属病院２名）、保健・医療９名、福祉・介護５名、救急１名、医療保険者１名、市町８名、保健所２名、合計で44人が出席しました。事務局は保健福祉部３名、医療局２名、県中央保健所９名、オブ２名が出席しました。その会議の「**会議録**」が公表されていますので紹介します。

県医療局経営管理課の熊谷正信総括課長は新経営計画（素案）を説明しました。「県立病院の役割としては、民間が立地しにくい地域で行われるという先ほどの基本方向のもと、そうした環境が変わってきている地域診療センターの一部につきましては、計画期間中の廃止を提案しております」「紫波地域診療センターにつきましては、計画期間中に築40年を迎えます。改修工事等、施設に関する経費が多額に必要になってくる時期を迎えています。１日平均患者数につきましては30人未満、人口１万人あたりでは９．１人、約１，０００人に１人という状況で、利用が低調になってきております。ここ10年間で、周辺に民間医療機関（※矢巾町に岩手医科大病院を建設）が増加し、多くの方が民間病院を利用されている状況でございまして、民間病院が立地しにくい地域（※住田、九戸）で医療を提供していくといった県立機関としての役割は終えたと考えられまして、令和７年度に廃止する方向でございます。」と説明しています。

（２）　県医療局の運営について

県医療局の組織体制は、「本庁」と「病院」に別れて設置され、本庁側には「**県立病院経営委員会**」（県立病院経営委員会設置要綱　２００５年５月設置）があり、その目的は「経営計画の策定、経営計画に基づく重点取組事項の進捗状況等について、外部有識者の意見・提言を得る」ことにしおり、会議は年２回程度で、８名（座長　浜田淳氏）で構成されています。また、病院側には、「**病院運営協議会**」（県立病院運営協議会等要綱　２００４年４月設置）があり、その目的は、「二次保健医療圏ごとに各県立病院の現状と課題、連携と機能分担の状況等について、基幹病院の主催で年１回開催され、圏域市町村、医療、福祉の団体の長、県議ほか各圏域で選定された構成（25名以内）で、理解を促し病院運営に関する意見交換を行うことにより、今後の円滑な運営を図ることにしています。県立病院経営委員会は、２０２４年８月６日に開催され、前回に内容を報告しているので省きます。

①　令和６年度盛岡地域県立病院運営協議会の開催

９月20日に県立中央病院４階大ホールで開催されました。市町村から３名、学識経験者５名、医療関係団体６名、関係行政機関４名（県議会議員）、社会保険団体２名、社会福祉関係団体１名、婦人団体３名、その他１名、委員は計25名で構成されています。この協議会には、熊谷泉紫波町長、臼澤勉県議（紫波選挙区）、加藤博巳紫波郡医師会会長（欠席）、中野洋一紫波町国民健康保険運営協議会会長代理、細川直子紫波町連合婦人会会長が出席しています。この中で、医療局長は挨拶をし、「新経営計画」（素案）を説明していますが、その会議録は公表されていません。

（※　春山一男氏が、県立大学総合政策研究科博士前期課程の学位論文要旨の第２章　岩手県医療局における市民参加で、「県立運営協議会」の設置などを記述しています）

②　「経営計画検討委員会」の追及

前号88号で、２０２４年２月９日に開催された**令和５年度第２回県立病院経営委員会の資料４「次期経営計画の策定について」**の「現在の検討状況」で、**「病院長、各職域の代表等から構成される「次期経営計画検討委員会」**で検討実施をしていると記述しましたが、その後の資料等にはこの検討委員会は記載されていません。ただし、県医療局にパブリック・コメントを送付した私（鈴木）に対する検討結果（県の考え方）において、**「廃止については、医療局内に設置した経営計画検討委員会で検討を重ね、紫波町当局にも説明を行いながら、素案に盛り込んだものです。」**と答えています。**「本庁」内に設置された経営検討委員会についての要綱・要領等は見当たりません。**

５．今後の取り組み（総務省・厚生労働省からの「地域医療構想」関係通知文書等）

（１）　地域医療構想の策定について

国は安倍政権のもとで、**２０１４年６月に医療介護総合確保推進法を策定**しました。そして医療分野では、すべての都道府県が、２０１６年度内に地域における将来の医療提供体制に関する構想として**「地域医療構想」の策定**を求めました。「２０２５年時点の病床の〝必要数〟を４機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計し、高度急性期・急性期病床は、２０２５年までに約25万床を減らします。地域の医療関係者の協議を通じた自主的な取組により、病床の分化と連携等を推進することで、より効率的で質の高い医療提供体制の構築をめざしました。」

※　「２０２５」から「２０４０」問題へと検討が続いています。「団塊世代」が後期高齢者に移行し、さらに、その後の団塊世代のジュニア世代が高齢者層に移動してきます。今、人口減少と地域も減少していく社会問題と医療・介護等の社会保障問題が私たちに何をすべきなのかという時代になっていると思います。

岩手県は２０１５年４月27日に岩手県医療審議会に「岩手県地域医療構想」の策定を諮問し、２０１６年３月16日に岩手県医療審議会から答申を受けて、**３月28日に「岩手県地域医療構想」を策定。県の保健福祉部医療政策室が２０１６年３月に「岩手県地域医療構想」（概要版）パンフを作成しました。**概要版パンフには、「本県では、２０１７年度において、２０１８年度を始期とする次期保健医療計画（２０１８～２０２３年）を策定予定であり、次期介護保険事業支援計画となることから、医療と介護の総合的な確保に向けて両計画の整合を図っていくことが必要です」「その際、地域の医療提供体制に係る情勢や国の動向を踏まえ、地域医療構想の見直しの必要性についても検討します」と記述しております。

（２）　厚労省　地域医療構想に関する主な関連法令・通知等

① **関連法令・通知等**

○２０１７年３月31日地域医療策定ガイドライン（厚労省医政局長通知　○２０１８年２月７日地域医療構想の進め方（同地域医療計画課長通知）　○２０１８年６月22日地域医療構想の活性化に向けた方策について（同課長通知）　**※地域医療構想アドバイザー（２０２４年11月29日時点　岩手県内４名（木村宗孝ー岩手県医師会副会長・望月泉ー八幡平市立病院総括院長：遠藤秀彦ー国民健康保険葛巻病院名誉委員長：下沖収岩手医大緊急・災害総合医学講座総合診療医学分野教授）**　○２０１８年８月16日地域医療構想調整会議の活性化のための定量的な基準の導入について（同課長通知）　○２０２１年１月17日公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（局長通知）　○２０２１年７月１日人口１００万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（局長通知）　○２０２２年３月24日地域医療構想の進め方について（局長通知）　○２０２３年３月31日地域医療構想の進め方について（同　課長通知）　○２０２４年３月28日２０２５年に向けた地域医療構想の進め方について（局長通知）　○２０２４年７月31日地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について（局長通知、１０・１０一部改正）

（※　医療計画の策定に係る指針等の全体像：基本方針（大臣告示）　医療計画作成指針（局長通知）　病院・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（課長通知）　）

② **野原県保健福祉部長、望月八幡平市立病院総括院長の出番**

厚労省には、地域医療構想のために「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」（委員は11名）が設置され、２０１６年７月29日の第１回から２０２１年２月12日の第31回を開催し、さらに、２０２１年７月29日の第１回から２０２４年７月10日の第15回まで会議を開催しています。また、新設された「新たな地域医療構想等に関する検討会」（委員は21名）は、２０２４年３月29日に第１回を開催して２０２４年12月に「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」まで検討をしました。「ＷＧ」には、野原勝県保健福祉部長が全国衛生部長会の代表で長く参加し、望月泉八幡平市立病院総括院長も公益法人全国自治体病院協議会会長として参加し、「検討会」の委員として参加しています。

野原部長は、２０２２年２月29日に**「岩手県における地域医療構想の推進について」の講演**をしています。

（３）　総務省の動き

２０１５年３月31日に自治財政局長通達通知を出し、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プラン」を策定しました。２０２２年３月29日付「公立病院経営強化の推進について」の局長通知後に同　准公営企業室長による公立病院の新設・建替等及び区の分化・連携強化を伴う施設・設備の整備にかかる手続きを扱う通知や、連続して公立病院経営強化の推進に係る財政措置・部分等について取扱いを通知しています。

都道府県に対して、地域医療構想や医師確保計画等との整合性の確認を含めた助言を強く求めています。総務省は、経営強化プランを「地域医療構想の進め方について」２０２２年３月24日付け厚労省医政局長通知とともに、公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針と結合して動いています。